

令和8年3月定例会
市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和8年3月9日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和8年3月9日（月） 午前9時01分
散 会 日 時	令和8年3月9日（月） 午後3時46分
委 員 長	田中 克美
委員会出席委員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	高橋 亜紀
委 員	羽鳥 健、竹田 悦子、大塚 佳之、橋本 稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 3 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）	原案可決
第 3 0 号	令和 8 年度鴻巣市一般会計予算	原案可決
第 3 1 号	令和 8 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 2 7 号	令和 7 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 3 5 号	令和 8 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(危機管理)

危機管理監

沼上 勝

危機管理課長

田中 希

(市民生活部)

市民生活部部長

田島 盛明

市民生活部副部長

高橋 亮介

市民生活部参事兼自治振興課長

金子 学

市民課長

加藤 勝美

国保年金課長

宮澤 多喜也

国保年金課副参事

金子 康信

(環境経済部)

市民生活部部長

長澤 和弘

市民生活部副部長兼農業委員会事務局長

藤村 弥

市民生活部副部長

渡辺 信昭

市民生活部参事兼環境課長

小林 勝

市民生活部参事兼農政課長

板倉 秀行

商工観光課長

川口 修

道の駅整備プロジェクト課長

酒井 孝之

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

田村 邦博

吹上支所副支所長

吉田 勝彦

川里支所副支所長

中越 好康

書記 藤平 美由紀

書記 椎橋 綾乃

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と橋本稔委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第23号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第27号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第31号 令和8年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第35号 令和8年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算の議案6件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案番号順に議案第23号、議案第24号の審査を行います。次に、議案第30号の一般会計予算について、最後に市民生活部に係る特別会計の補正予算及び予算の、議案第31号、議案第27号及び議案第35号について審査を行います。議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第24号及び議案第30号については、歳入と歳出は関連していることから、歳入、歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、補正予算、予算については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第23号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) おはようございます。それでは、議案第23号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。持続可能で安定した運営とすることを目的とした国民健康保険制度の広域化により、令和9年度に県内市町村の国民健康保険税水準の準統一を行うこととなっています。本市の国民健康保険税水準は、目標とする標準保険税率よりも低いため、令和9年度の準統一に向けて、急激な負担増とならないように、段階的に標準保険税率に近づけていくこととしており、この方針に基づき、国民健康保険税率の改正を行い、本条例案における国民健康保険税率を設定するものです。具体的には、被保険者の医療費などの支払いに充てる医療分は、所得割6.92%から0.66%引き上げ7.58%、均等割3万5,500円から6,500円引き上げ4万2,000円、後期高齢者医療制度の支援となる支援金分は、所得割2.76%の据置き、均等割は1万6,000円の据置き、40歳以上65歳未満の被保険者の介護保険料に相当する介護分は、所得割2.30%から0.11%引き上げ2.41%、均等割は1万6,000円の据置きとしています。

また、子ども・子育て世帯への支援の拡充を目的とする子ども・子育て支援金制度が創設され、その財源を全世帯、全経済主体が医療保険料と合わせて拠出することとされたことから、子ども・子育て支援金納付金課税額を新たに設定するものになります。具体的には、子ども・子育て世帯への支援となる子ども分は、所得割は0.29%、均等割は1,800円、18歳以上被保険者均等割は100円としています。ここでいう18歳以上被保険者均等割ですが、18歳未満被保険者に賦課される均等割額は全額軽減を行うこととされており、当該軽減に要する費用は、18歳以上被保険者に対して18歳以上被保険者均等割を賦課することにより賄うこととしています。18歳以上被保険者均等割総額は、当該軽減に要する費用の総額に該当するものとなります。

以上より、新たに創設される子ども分も含めて合計しますと、所得割は

11.98%から1.09%引き上げ13.04%、均等割は6万7,500円から8,400円引き上げ7万5,900円に改正するものです。

以上が、鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) どうもおはようございます。1点だけ質問させてもらいます。この今の引上げ、所得割で13.04%、均等割で7万5,900円ですけれども、これが段階的なものということで考えて、最終的には一体どこまで上げるのか教えていただければと思います。

(国保年金課長) 基本的に市の保険税率というのは、県の標準保険税率に合わせるというのが令和9年度の最終的な目標になっております。これは準統一なのですけれども、今回、いわゆる所得割の13.04%につきましては、県の標準保険税率に追いついております。

でも、ただし均等割のほうにつきましては、こちら医療分のほうがまだ均等割約4,000円ほどまだ追いついていない状況にありますので、令和9年度に向けましてはその差額をさらに埋めて、来年度以降はまた合わせる必要があるかと思っております。

以上でございます。

(橋本) 100円ですけれども、ではもう8年度だから、あと1年で県の標準保険税率に合わせるということでしょうか。

(国保年金課長) 埼玉県の実行方針としまして、令和9年度に全市町村が市町村標準保険税率の準統一ということになっておりますので、合わせると。鴻巣市も当然合わせる必要がありますので、委員ご質問のとおり、合わせる必要があると思っております。

(橋本) あと1点、この準統一という文言なのですけれども、準というのはどういうことなのか。完全ではなくてということですか。

(国保年金課長) 統一というのは完全統一、例えば税率が1つであっても全部の市町村がそこに合わせるという統一と、準統一というのは、例えば市町村によっては収納率の格差が若干ありますので、収納率の格差

を減じた、考慮したものの統一ということがありますので、令和9年度は準統一になっております。

ちなみに、鴻巣市は国民健康保険税の収納率が、被保険者の方の理解も得まして収納率が高いので、比較的標準保険税率が安いほうな形で設定されていることとなっております。

以上でございます。

(橋本) 以上です。

(竹田) では、議案の第23号について何点か質問をいたします。

まず、今回は2点にわたる条例改正の内容について説明がありました。今回新たに子ども・子育て支援法の改正に伴う子ども・子育て支援納付金の数字が示されていますが、子ども・子育て支援納付金の数字の根拠について、まず伺います。

(国保年金課長) こちらの子ども・子育て分の課税以外にも県の標準保険税率を基に算定いたしますので、具体的に言いますと1月16日に県より示されました本市の市町村標準保険税率を参考に、この税率の参考というか、それに準ずる形でこの改正案を作成いたしました。

以上でございます。

(竹田) 県のいわゆる子どもの子ども・子育て支援金の納付金の数字を見ると1,882円になっていて、ここの均等割の部分は、こちらはこの措置では1,900円にして、そういうところでは、この数字のことに関する1,900円と、県と合わせてもいいのかなというふうにちょっと考えたのですが、この辺はどうでしょうか。

(国保年金課長) 今のお示し、当然医療分等も全て1円単位で県の標準保険税率は設定しておるのですが、市町村につきましては四捨五入を通しまして、10円単位、100円単位で設定していますので、今回子ども分につきましては四捨五入して、切り上げて1,900円にしたというのが現実でございます。

(竹田) ということは、先ほどの県内での保険税の水準の準統一に向けて、令和9年度に向けて改正を行うということは、子ども分についても毎年税率改正があるという受け止めでよいのかどうか、確認をします。

(国保年金課長) 基本的には子ども分についても税率改正があるというふうには認識しております。

(竹田) 子ども・子育て支援法の一部改正に伴って、今回新たな支援金が出されるのですけれども、ちょっとそもそも確認をしておきたいと思うのですが、納付金が国で実際に活用されて、今後活用、さらに拡充されていくのだと思うのですけれども、確認できる方法というのは国から何か示されているのか伺います。

(国保年金課長) この子ども・子育て支援納付金につきましては、基本的に法令、子ども・子育て支援法で6つの事業にしか充当して利用することができないということになっておりますので、そちらのほうの事業に当然活用されるというふうに考えております。

以上でございます。

(竹田) 国では3.6兆円の財源が必要で、その一部に充てるということで子ども・子育て支援金が充てられる事業の案内ということですか。そういう点からいうと、例えば児童手当の拡充とか、それから育児時短就業給付金に充てられるとか、育児期間中の国民年金の保険料の免除とか、妊婦のための支援給付とか、出生後休業支援給付とか、こども誰でも通園制度というので今回鴻巣でもこども誰でも通園制度の新たな条例がつくられていますけれども、そういう中で、例えば出生後休業支援給付というのでこの出生直後の一定期間に両親ともに14日以上育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給しますということですが、これは例えば職場にそういう制度があればいいけれども、今一番言われているのは、フリーランスの方というのは、自分で仕事を受けてやっている場合は、子どもの出生後の一定期間に育児休業を取れない環境の人というのはこの対象に入っていないのではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺というのは国からは何か示されているのでしょうか。

(国保年金課長) 今日今、我々保険者として徴収する立場で6事業のことをお話しして、委員も出生後休業支援のことをおっしゃいましたけれども、細かい制度設計のことについては、我々保険者として、言い方悪

いですがけれども、徴収する立場ですので、細かいところまでは我々のほうにはちょっと知らされてございません。

(竹田) 分かりました。なかなか、6つの手当といたしますけれども、全員が対象にならない可能性もあるというのが国会でも質問されて明らかになっています。そういう点では、本当に全体で支援するという点では大変だなというふうに思います。条例改正に伴い影響を受ける世帯というか、基本的には国保に入っている全体だというふうに思うのですけれども、影響を受ける世帯数と想定数というのはどのくらいなのか。現在の直近の数字でお示してください。

(国保年金課長) 今回の条例改正は、今委員ご指摘のとおり全被保険者世帯が医療分の改正がありますので、全世帯が影響あって、2月末現在で1万4,627世帯、2万1,118人の方が一応被保険者世帯と被保険者数になっております。

ちなみに、子ども分につきましては、実際に課税されるのが年度開始時点で18歳以上の方でありますので、令和8年度予算ベースでは1万9,580人を見込んでおります。

以上でございます。

(竹田) それと、先ほど、今回の保険税改正に伴う今後の税率改正の見通しは他の委員から質問がありましたけれども、この資料で説明していただいた中の2ページ目で、例えば年金収入2人世帯では、均等割5割軽減相当世帯ですけれども、前年比1万2,800円、月々1,066円の影響がありますよということで、これは全ての分で1万2,800円の影響を受けるということですが、いわゆる担税能力との関係でいえば、またイラン情勢が非常に不安定で、中東情勢っていいですか、不安定で、物価高騰になるのですけれども、市民への影響についてはどのように考えておられるか伺います。

(国保年金課長) 今委員ご指摘のとおり、全ての方が当然税額が上がりますので、最近の物価情勢や経済動向等も踏まえて、ご負担をお願いすることになってしまうことは、我々としても非常に心苦しく思っております。でも、ただし、医療保険についても、国民皆保険制度で持続可能

で安定的な運営をお願いするというところで、被保険者の方たちにご理解をお願いして、担税というか納税のほうをお願いしたいと思っております。

（竹田）今回の条例改正に伴って、最高限度額というのはどのようなようになっていくのでしょうか。最高限度額の世帯と人数、それと影響額についてお尋ねをします。

（国保年金課長）再考限度額というか、賦課限度額なのですがけれども、今現在、課税限度額が109万円、医療分が66万円、支援分が26万円、介護分が17万円になっております。今回この医療分の限度額につきまして、また年度末に政令改定等が予定されておりますので、1万円が追加になる予定になっております。医療分については1万円追加になっております。今回新しく追加になる子ども分につきましては、3万円が賦課限度額になっておりますので、総額的には令和8年度113万円が賦課限度額になるというふうに予定をしております。

それで、申し訳ございません。どのくらいの世帯数があるかというところは、数字ちょっと把握していないので、申し訳ございませんがお答えすることはできかねますけれども、トータル的には113万円の限度額で影響ということになります。

以上でございます。

（竹田）最高限度額が113万円になるということで、あとは世帯とか人数と影響額については後でまたお願いしたいと思います。

18歳未満の子どもについては100円の負担というの、いわゆる均等割部分はないということによろしいのですよね。確認します。

（国保年金課長）こちらの制度設計的に、まず全員の方に1,800円という金額を課すのですが、結果的に18歳未満の方は軽減措置を来してなくすと、そういう制度設計になっております。ですから、それで軽減世帯でなくした分の18歳までの方については、18歳以上（P9.「18歳未満」に発言訂正）について均等割ということで100円追加して、その分をあてがって、金額的に課税するといった制度設計になっておりますので、今ご質問がありました18歳以下の方については、結果的に、子ども分の均等割

については賦課されることはございません。

（竹田）とても不思議な制度ですよね。全世帯で子ども・子育て支援をするというけれども、子ども世代の人たちの部分についてもある程度の均等割は保険税に入れていくということの受け止めでよいのかどうか。自分たちも負担を、所得のない子ども分について、子ども・子育て支援金の部分の均等割というのは本当に課してもよいのかということをやっと疑問に思うので、あえて聞かせていただいていますけれども。

（国保年金課長）正直、委員がご質問のとおり、私どもも当初これが示されたとき、ちょっと疑問に思ったのは確かに事実でございます。最初からもうゼロなのかなと思ったのですが、賦課して、でも、ただし軽減して追加するという制度ですので、制度的にはちょっと疑問は挟む余地ありますけれども、こういうふうに示されましたので、このような形で制度設計をさせていただいております。

（竹田）そもそも国民健康保険法というのは、こういうふう書いてあるのです。国民健康保険法の第1条では「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的」として、第2条では「国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする」ということですから、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関し必要な保険給付を行うために、各都道府県の、また市町村に国民健康保険税を払ってくださいということの法律の下でいろいろな事業が行われているわけですから、そういう点からいうと、国民健康保険法の趣旨からいって、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関しての事業であって、子ども・子育て支援法との関連ではどうなのでしょう。国が決めてしまったから、法定受託事務であると思うのですが、いかがでしょうか。

（何事か声あり）

（竹田）いいのではないですか、聞いても。

（国保年金課長）今委員、まず国民健康保険のほうの、いわゆる法律のことの議論になっておりますけれども、それぞれ今回の子ども・子育てもそうですし、当然後期高齢者、介護につきましてもそれぞれ、今回の

子どもにつきましては子ども・子育て支援法、法律で医療保険分に上乗せするということになっておりますので、やはり法令的にも、こちら制度的に……委員のご指摘は確かに国民健康保険の疾病等がありますけれども、別の法律で定められておりますので適法だというふうに感じております。

（竹田）あと、こども医療費で、未就学児分の国からの補助として市から、新年度予算とも関わるのですけれども、国からの補助というのは今回の法律で子どもたちにも、均等割を課して減免するという仕組みですけれども、未就学児分の国からの補助があるのかということと、市として多子世帯への3人目の均等割免除というのは新年度でも行うのかどうか、確認をします。

（国保年金課長）すみません。お答えする前に、ちょっと1点訂正をお願いいたします。

先ほど私、竹田委員のご質問があった18歳以下というふうに言ってしまったのですが、18歳未満になりますので、ちょっと以下と未満だと随分違いますので、18歳未満の均等割ということで、訂正のほうよろしくをお願いいたします。

（委員長）ただいま訂正の申出がありましたので、許可いたします。ご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

（国保年金課長）それで、委員のご質問のこども医療費の未就学分の国からの補助ということなのですが、先ほども申しましたとおり、今回の子ども・子育て支援納付金についてはあくまでも6つの事業ですので、一般的に市町村がやっているこども医療費分の補助のほうには入らないというふうには認識しております。

それと、もう一つ委員ご質問の、鴻巣市独自でやっている多子減免につきましては、来年度、令和8年度も引き続き実施するという予定になっております。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 全面的には本会議場で行いますが、2点指摘をします。

まず1点目は、国保の広域化に伴い、保険税水準の準統一に向けての改正を行うこと。毎年値上げをされています。年金世帯では年1万2,800円も値上げになります。今、物価高騰の中で市民が苦しんでいるときに、こうした値上げは本来すべきではありません。国がしっかりと1兆円の補助をするならば、値上げせずに済みます。

2点目、子ども・子育て支援法等、一部改正する法律の施行に伴い、条例改正を行うもので、本来子ども・子育て支援を具体化する財源は全額公費で賄うものであり、子育て支援を理由にした国民負担の増加が許されないことはもちろん、そもそも医療保険の保険料を少子化対策に使うこと自体が、疾病、障がい、高齢など、健康リスクの発生への備えである医療保険の目的を逸脱するものであることから、社会保険制度の原則を踏み外す支援金制度の導入は、本来許されるものではありません。こうした点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のう

ち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 何点か質問させていただきます。

通告もしてあったのですけれども、13ページの脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金ですか、これ何かなって質問しようと思ったのですけれども、EVバスの購入費用って、これいつEVバスが。何台目のEVバスが、いつ入るのか、そこだけお伺いしたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 3台目のEVバスになります。納車は、今週に納車をされる予定です。

以上です。

(橋本) これやっぱり生産は、メーカーは中国メーカーになるわけでしょう。

(市民生活部参事兼自治振興課長) はい。メーカーは中国メーカーなのですが、実際に組立てだとか整備は、現在日本の横浜、神奈川県のほうで行っております。

以上です。

(橋本) 予定では、このルートですか、これどちらに走るルートになるバスなのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらは、朝日自動車のほうに配備をする予定ですので、朝日自動車の車両は、コースとしては多岐にわたっておりますので、1つだけというコースではございません。

以上でございます。

(橋本) そのページのちょっと先ほど説明を受けた農政課の産地生産基盤パワーアップ事業補助金、これ助成金の採択条件が合わなかったから減額ということでご説明を受けたのですけれども、これもちょっと詳細を教えていただきたいと思います。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

今回、事業計画者が補助金の交付要件を満たすことができなかったため

に減額するものなのですけれども、具体的には、国の事業再編によって、機械の導入に加えて、団地化やブロックローテーションなど、生産性向上の推進を図る取組が含まれた事業実施が必要となりました。この事業者は、令和6年に法人化したばかりで、今後の農業経営を踏まえて検討した結果、今回の事業計画を実施するにはさらに経費の負担と労力が生じることから、見送ることとしたものです。

実際に採択の要件というところなのですけれども、目標、計画を定めてこの補助金の事業を実施するところなのですが、具体的には作付面積を拡大するですとか、単収を増加するとか、生産コストの削減、団地化率の向上といった条件がございます。

以上です。

（橋本）ということは、1つの法人を対象として、これを行ったということですか。

（環境経済部参事兼農政課長）1つの法人でございます。

以上です。

（橋本）今回は採択の要件に合わなかったということだけど、将来的な影響はないのか、生産者にとっては。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

この生産者は、吹上地域の担い手の大きくやられている農家の方です。先ほど申し上げたのですけれども、令和6年9月に法人化をしまして、麦、大豆の生産意欲の高さから今回の計画に至ったものなのですけれども、今回計画していた機械の導入は見送ることとなったのですが、生産者に影響がないように、今後も引き続き支援をしていきたいと思っております。この事業は、今後も継続していくような形になっております。

以上です。

（橋本）すみません、ちょっと休憩を。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時52分）



（開議 午前9時53分）

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) それでは次、19ページの、歳出でも21ページの、一般コミュニティ事業助成金ですか、これ歳出でもありましたけれども、ここで聞いてしまいますけれども、逆川公民館だけができて、宮地が駄目だったのですか、これ。これって、何か理由があるのでしょうか。こちらが採決されて、こちらが駄目だったという、その理由があれば教えていただければ。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 2つの自治会は申請しておりますが、順位づけをしております。申請順で順位づけをしております。逆川自治会、それから宮地自治会という形で順位づけをしております。今回申請が受諾されなかった一番の理由というのは、詳細には公表されておられません。ただ、過去に聞いた経緯では、宝くじの売上金、それから鴻巣市の売上金、それから他市町村の申請状況によって、各自治会の申請数が決まってくるということで、2自治会が通ることもあれば、1自治会のみという場合もございます。今回は1自治会のみということで採択をいただいております。

以上でございます。

(橋本) 本市で順位づけということなのですからけれども、これやっぱり老朽化の対策の過大計上とか、そういう形で、逆川を1番にして宮地を2番にしたということではないのですか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらは、申請順になります。内容に関しては特に。順番で全て申請をさせていただいております。

以上です。

(橋本) かなりいろんな会館ってもう老朽化していると思うのですけれども、ほかにいろんな、うちの地元ももうかなりぼろぼろになっていきますけれども、そういった要望とか、そういう依頼とか、そういうのは入っていないのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらの一般コミュニティ助成事業になりますが、宝くじの助成事業になっておりまして、修繕費というのは、対象としてはあるのですが、かなり難しくなっております。多くは

備品の購入というものが対象となっておりますので、今回もエアコン設置、テーブル、椅子等の購入というものが主なものとなっております。以上でございます。

（橋本）私の地元のエアコンもかなり老朽化して、自分たちでためて替えたりなんかしているのですけれども、そういった多分いろんな自治会からそういう要望ありますよね。そういうのは、自治会でもうこういう補助金があるよというのは周知、知っているのでしょうか。自治会単位で要望するということですね、これ。そういう周知はしているのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）一般コミュニティ助成事業と、あと集会所建設事業と、2つございますので、両方については自治会長研修会、それから自治会の助成補助金を集めたチラシを作りまして、自治会長には通知しております。先ほど申し上げたとおり、どちらか使っていただく状況によって、自治会長のほうに、こちらのほうがもらいやすいのではないか、対応しやすいのではないかということで、窓口のほうで対応させていただいております。

以上でございます。

（橋本）あと最後、37ページの災害支援体制整備事業ですか、ラップ式トイレ、これ13基の配置ということですが、これどこの避難所に配置するのか、まずお聞きしたいと思います。

（危機管理課長）お答えいたします。

こちらのほう、現在ラップ式簡易トイレにつきまして、計画上では避難者に関しては間に合っています。また、避難所で従事する職員のためのトイレが足りないということで、今追加で整備のほうを進めておりまして、まず今回の購入につきましては、備蓄センターのほうに配置する予定になっております。

以上です。

（橋本）ちょっと確認なのですけれども、そうすると備蓄センターから各避難所に持っていく、今そういう話でしたよね。確認ですけれども。

（危機管理課長）指定避難所について、幾つか置いてあるところもある

のですけれども、基本的には備蓄センターから、避難所開設の際に避難所に持っていく予定になっております。

以上です。

(橋本) これから、一番私も議会で質問したのもう言わないですけれども、各避難所には今既存でラップ式トイレは何台ぐらい置いてあるのですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 8 分)



(開議 午前 9 時 5 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(危機管理課長) お答えします。

ラップ式簡易トイレのほうなのですけれども、基本的には学校にマンホールトイレがないところに使いたいということで整備のほうをしております、馬室小学校に 6 基、田間宮小学校に 8 基、箕田小学校に 3 基、旧常光小学校に 4 基、赤見台第二小に 6 基、吹上小学校に 8 基、小谷小学校に 4 基、下忍小学校に 6 基、大芦小学校に 4 基、屈巢小学校に 2 基、共和小学校に 2 基という形で現在在庫のほうを置いてあります。

以上です。

(橋本) 確認なのですけれども、イメージだと、馬室小がマンホールトイレしかないのかなと。今までに行ったところはみんなマンホールトイレがない、赤見台とか、マンホールトイレはないということで理解してよろしいのでしょうか。

(危機管理課長) それプラス、避難者の予定数等、想定数もありまして考えてやっている、配備しているようなところであります。

(橋本) マンホールトイレあっても不足ということで、ラップ式トイレも置いてあるということで理解していいですか。

(危機管理課長) はい、そうなります。

(橋本) あと、このラップ式トイレの 1 基当たりでどのくらいの処理能力というか、量にもよるかもしれませんが、ラップか、何枚ぐら

い準備してあるのか分かりますか。

(危機管理課長) 申し訳ありません。今ちょっと手元にないものですから、後で。準備させていただきます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

国保年金課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(国保年金課長) —————貴重な時間、申し訳ございません。

先ほど竹田委員から議案第23号で条例改正に伴う最高限度額、世帯、人数、影響額のご質問いただいたところですが、最高限度額につきましては先ほど113万円というふうにお答えいたしました。世帯、人数、影響額につきましてはちょっと保留させていただきました。

こちらのお答えなのでありますが、今回の税率改正では、全ての被保険者に課税される医療分の改正が含まれているため、全世帯、全被保険者に影響がございます。先ほども申しましたとおり、令和8年2月末現在で1万4,627世帯、2万1,118人の方に影響がございます。それで、影響見込額につきましては、調定ベースとなりますが、子ども分を除く既存3区分で約1億8,200万円、これに子ども分の調定見込額約6,640万円を合わせると、約2億4,800万円の影響額というふうに想定しております。訂正のほう、よろしく申し上げます。

(委員長) ただいまの発言の訂正につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(大塚) それでは、3か所にわたり伺います。

まず1点目、21ページ、一般コミュニティ助成事業であります。先ほど橋本委員から、2団体の申請がありましたが1団体のみが対象となったということでした。そこで初めに伺いたいのは、逆川自治会が今回この年度の途中の補正ということで確定したわけですが、実際に購入をする、あるいは多少なりとも時間もかかると思うのですが、いつまで

に今回の申請内容を、いわゆる片づけるというか、始末をするというか、対象となる期間、いつ頃までに行えばという制限があるのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 逆川自治会におきましては、昨年度、交付決定通知を受けております。その後、市から事業開始の連絡をし、その後ご購入いただきまして、報告を受けております。そして、その後、市から県のほうに書類の提出をしております。そのような形で手続を追って、逆川自治会の金額のほうは確定をしております。こちらのほうの逆川自治会におきましては、約1年をかけて、令和7年度で事業を完了、もう今の時点では完了しているような状況でございます。

以上でございます。

(大塚) 逆川、宮地の順番で受付順という答弁がありました。併せて伺いたいのですが、それ以降、今現在、何団体からこの申請が出ているのか、その点はいかがでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 逆川自治会の後に、幾つかのところからいただいております。今手元に資料があるのですが、すみません、少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時24分)



(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部参事兼自治振興課長) すみません。お時間いただきまして申し訳ございませんでした。現在受け付けているのが3自治会受け付けております。富永町内会、川面自治会、パークシティ鴻巣自治会の3自治会から現在受付をいただいております。

以上でございます。

(大塚) 採択される数につきましては、2ないし1、場合によってはゼロということも過去にあったかどうかは分かりませんが、おおむね1団体もしくは2団体で来ているというふうに理解をしております。先ほど橋本委員の質疑の中で自治会、町内会長研修会等で周知をしているとい

うことでありましたが、実際に200を超える団体があるわけですから、今現在市内に。全ての団体が同じような理解をしているというふうな認識でよろしいでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）こちら宝くじのPRが主な目的となっておりますので、事業が完了したときに市の広報紙に掲載をしてございます。こういった宝くじの助成事業で、自治会に対してこういう助成金がありますということで、市の広報紙のほうへ掲載させていただいております。

以上でございます。

（大塚）過去に、あるいは今回の逆川も含めてなのですが、宝くじに関する助成金を活用しているわけですけれども、実際に購入したものの等々について、終わってからですけれども、当然それをしっかりと明記というか、分かるように示す。それから、その示すことによって、ないと思いますが、過去に不都合が生じたというようなことはあったのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）年々こちらの宝くじの助成事業についての審査というのが厳しくなっております。掲載のクーちゃんマークというのですが、宝くじのマークがあるのですが、こちらがよく見えることとか、大きく掲示すること、そういった指示事項が過去よりもかなり厳しくなっております。過去には、ただシールを貼っただけではいけないということで、はんてん等には縫いつけをするようにということで、お祭りの日に抜き打ちで検査に来られたこともありました。そういったことはあるのですが、今まで鴻巣市において、そのことにおいて返還をというような事態には陥ったことはございませんでした。

以上でございます。

（大塚）次の質問です。

ページは、29ないし31ページになります。積立金の部分です。説明では、2つこれ示されているのですが、片方は分配の中で増えた、片方は分配の中で減っているというふうになっています。これ多分割り振りするのはこの部ではない、この中ではないと思うのですが、もしお分かりにな

れば、どんな理由で増えたのか、あるいはこんな要因で減額になったのかというのはお分かりになるでしょうか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）コウノトリの里づくり寄附金についてでございます。こちらにつきましては、補正35万8,000円の増ということにさせていただいています。増額の理由となりますけれども、当初想定していました寄附金に対して、個人の方ですとか、協定を結んで締結しておりますコカ・コーラボトラーズジャパン、こういったところからの寄附が多いと見込まれておりまして、補正で増額を提案をさせていただいております。詳細につきましては、一般または個人からの寄附、こちらについては当初15万円でしたけれども、18万6,000円の増で補正後予算33万6,000円、それからコカ・コーラボトラーズジャパンからの寄附が当初150万円を見込んでいましたけれども、35万8,000円増の、補正後の予算で185万8,000円です。ただ、民間企業もしくは事業者の方からの寄附につきましては、若干減額を見込んでいまして、当初の50万円に対して18万6,000円ほど減ということで、補正後予算31万4,000円、これらを合計しますと全体で35万8,000円増ということで計上はさせていただいています。

以上です。

（環境経済部参事兼環境課長）環境にやさしいまちづくり基金の積立金（P37.「寄付金」に発言訂正）のほうをご説明申し上げます。

先ほど委員さんがおっしゃったとおり、ふるさと納税の寄附金が減額されていること、またその割り振り、先ほども説明させてもらいましたが、割り振りのほうが少なくなっていることから、減額という形になっております。

以上です。

（大塚）環境のほうなのですが、その減った理由というのは、減った理由について、何か明確になっているものというものはあるのでしょうか。それとも、場合によると一般給付金ですとか、ふるさと関係から来るときに、もう一般寄附金は特にそうなのですが、ある一定の目的、あるいは事業名を伏せて、併せて出される方も多分いらっしゃると思うのです。

たまたま今回の環境に関する部分はそれが見込めなかったというのも、もしかしたら理由かなと思うのですが、もし何かあれば伺いますが、いかがでしょう。

（環境経済部参事兼環境課長）今何かあればというご質問だったのですが、すみません、やはりふるさと納税がちょっと少なかったというのが原因だという答えしかできないのですが、申し訳ないです。

（大塚）ふるさと納税はこの部ではないので、これ以上は伺うことはしません。

3点目なのですが、33ページ、行田、鴻巣の共同事業の部分であります。これについては、毎年のように補正もしくは正規の予算等で計上されております。伺いたいのは、この事業のゴールというか、この先どこら辺まで先を見据えて事業完了、終了というのがもしお分かりになれば伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず、この鴻巣、行田地区のほ場整備につきましては、平成28年度から着手しておりまして、令和9年度末に完了予定でございます。農業者の効率化、コストの削減などを図る事業となっております。この先ということですが、大規模化をして効率化を図っていく意味では、このほ場整備は重要なものと考えておりますので、今後10年先、20年先を見据えて整備したものと捉えております。

以上です。

（大塚）私は、そのエリアに限りなく近いところに生活しておりますので、こういう工事が始まったとか、ここの部分がどうだというのはある程度目にはしています。今答弁で聞きますと、令和9年度ということになると。あと約2年度分、2年間ですね。最終年度に向かっていくと大体予想されるのが、工事が件数が増えたり、それからばたばたとそこで動きがあったりというのがよくあるのですが、事業の具体的な、この2年間先でになると思うのですが、今のところ分かっている道路整備ですとか、その他の具体的な工事名は手元にあるのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず、令和8年度の実施予定ですが、暗渠排水工事約500メートルを予定しております。この事業ですが、工事の部分につきましてはほぼ完了している状況ですので、今後換地処分等の計画で、あと登記の関係とかで時間がかかるために令和9年度末予定ということにしております。

以上です。

(大塚) 当該する場所につきましては、居住地域とはちょっと言いづらいうような、いわゆる屈巢地区と広田地区の間の部分とかというか、中間部分になっていきますので、特段近所にお住まいの方へのご案内とかお知らせはそんなにまめにはしていないと思うのですが、改めて地権者の皆さんに対して、令和9年度完了見込みですというお話ですとか、これからどんな工事が残っていますとか、そういった関係者への情報提供というのは今までと同様、もしくはこれからどんなタイミングである見込みがあるのか、その点はいかがでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

こちらの事業、県営事業ということになっておりますけれども、県と鴻巣市、行田市と3者で協議しながら進めている事業です。こちらの事業のところどころで、土地改良だよりといったようなお知らせをするような通知を出しております。その辺りで、今後もいつ終了するとかという周知を図っていきたいと考えています。

以上です。

(竹田) では、私も3点まず質問したいと思います。

先ほど前任の方も質問をしておりました、歳入と歳出にあります産地生産基盤パワーアップ事業で1,197万1,000円の減額です。令和6年度から始めている法人だというふうに伺ったのですが、この事業というのは、基本的には法人がやるけれども、市もこの書類を申請するに当たっていろいろの様々な支援もしたというふうに思うのです。そういう点からいうと、申請する方も非常に期待をして国の採択を受けられるようにして、市も当然そういうところではそれを願ってやったのだと思うのですが、どの辺で改善が図られれば今後産地生産基盤パワーアッ

プ事業に該当していくのか、その見通しというのがあるのかどうかちょっと伺っておきたいと思います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

この事業、先ほどもちょっと説明したのですが、生産性向上の推進を図る取組が含まれた事業実施計画書が必要となったところなのですけれども、その中に事業者を経費の負担がかかるような内容がありまして、今回見合わせるようになったのですけれども、具体的には圃場の団地化地図をデジタル化するとか、団地化に必要な圃場の改修とか点検とかというような、事業者にちょっと負担がかかるようなことで、今回法人化したばかりというところもあって、見合わせたところではあります。

今度の見通しというか、この先なのですけれども、この予算は当初予算で組んでいます。前年の当初予算を組む際に、県と市、それから事業者と協議の場を持って予算計上したところなのですけれども、この先法人化が安定してきて、またやりたいというお話を頂戴しましたら、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）大規模化というか、ほ場整備事業というふうなことも含めれば、いわゆる法人だけでは努力のしようがない部分というのは出てくると思うのです。土地改良区だったりとか、市が絡んだりとかしてやらなければできないということになっていけば、この産地生産基盤パワーアップ事業の、国は確かに今大規模化を進めていますよね。農業政策そのものが大規模化して低コスト化する、そしていろいろな機材、DXも含めてやることによって生産を上げるということなのですけれども、農業というのはそういうふうになかなかしにくいというか、部分もあると思うのですけれども、そういう点からいうと、国のほうに対して、申請した方も希望を持ってやったのだと思うのですけれども、もっと例えば自治体の実情に合わせて、産地生産基盤パワーアップ事業を行うのにもっと配慮してほしいというようなこともちょっと要望していかない限り、ここの事業に該当するところというのは結構、1,200万ですから、大きい補助事業だと思うのですけれども、そこら辺の何か国に対して言える部分がある

のかどうかということがまず1点目。

それから、これ今後、先ほど見通しというふうにちょっと伺いましたけれども、そういう点からいうと、鴻巣の農業との関係でいえば、産地生産基盤パワーアップにつながるようなものというのはいくつかあるのかというのが2点目、ちょっと見通しで。今回法人で、吹上の地域の法人でしたけれども、ほかにあるのかということ、2点をお尋ねしておきます。
(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

まず、1点目、国に対してというお話なのですけれども、これまでも県を通す形という部分もあるのですが、市の農業について県と協議、県あるいは農協ですとか関係機関と協議して進めてきた経緯がございます。さらに、補助金とかも国、県の補助金も使いながらという部分があります。今後もこういった関係機関の調整なくして拡大という部分もできない、やることは難しくなってくるというふうに考えておりますので、今後も要望の機会等ありましたら、調整してまいりたいと思います。

また、2点目は、産地生産につながるというところですが、補助金の内容としては、この事業以外にも機械導入にするような事業はございますので、今後国がまた新たに補助金なども新たな制度も出てくると思いますので、それぞれいろいろなこういった補助金を活用しながら、事業のほうを進めてまいりたいと思います。

以上です。

(竹田) 続いて、23ページです。市民課の事業で、振り仮名登録事業の委託で減額が658万円減額になっています。戸籍があるところ、本籍のあるところと、それからその後住民票のあるところというのでやって、そんなにたくさん変更が、修正の申請が少なかったというふうなことをちょっと本会議場で、聞いて、そういう現状があるというふうに認識して、今回の振り仮名登録業務委託の減額になっているのかなというふうに思うのですが、このまず658万にするに当たって、実際に修正の申告数というのは数でつかんでおられるのでしょうか、伺います。

(市民課長) 通知した振り仮名を変えるという届出はほぼないです。

以上です。

(竹田) 分かりました。ほぼないということでこの数字になったのだと思うのですけれども、振り仮名登録業務委託ですから、何件かあるだろうということで業務委託したと思うのですけれども、業務委託をした事業所との関係では、それなりに仕事量が増えるということも含めて人の配置もしたりとかしていると思うのですけれども、そこら辺の先方の契約者との関係では、どういうふうにかこの部分では精算されるのでしょうか。

(市民課長) こちらは、当初国のほうで推計した人数、割合ですね、それを基に工数ちょっと見積もったのですけれども、実際はそれほど来なかったというのがあるのです。途中で、あと人材派遣のほうも派遣された人が自己都合で辞めたというのもちょっとあったのですけれども、基本的には契約、事前にもうしてありますので、その金額で金額は確定になります。なので、件数が幾らになったかといって、それで精算するわけではありません。

以上です。

(竹田) 分かりました。国そのものが非常にやろうとしていることの事業が、ちょっと私は思ったのは、受け止めが煩雑だったのだと。それと、あと先方には基本的には財政的な負の負担はなくて済んだという受け止めでよいのか確認します。

(もう一度いいですかの声あり)

(竹田) すみません。先ほどの、国の示した中身で契約しているということだったので、契約した相手との関係でいえば、契約者、向こうに対して、契約の相手先に対して損失を与えていることはないですねという確認です。

(市民課長) それはございません。

以上です。

(竹田) 続いて、25ページです。

後期高齢者の健康審査の受診者が多かったということで、増額補正になっています。実際に後期高齢者の方で健康診査をしたという実績というのも報告されているのでしょうか。まだ、多分2月末までですよ、受

診期間が。そういう点からいうと、報告の数字というのは上がってきていればお答えをいただきたいと思います。

（国保年金課長）こちら毎月国保連合会を通して、毎月、毎月こうやって申請数が来ます。ですから、そちらで毎月、毎月の申請数を捉えまして、当初予算7,300人を予定しておったのですが、明らかにその見込みを超えそうですので、今回増額補正として補正予算額を提出させていただきました。

以上でございます。

（竹田）ということは、7,700人を超えそうだということですが、そういう点からいうと、例えば健康診査の受診期間は終わっていますよね、基本的に。その2月末までの数字の報告というのは上がってきているのかどうか、その部分だけ最後確認して終わりたいと思います。

（国保年金課長）2月というのは、国保連合会で来るのは大体前々月の分が来ますので、まだ2月が終わったから、想定は翌年度になっていますので、2月で来たものについては、大体12月までで受診になったものが2月で来たということの数字は毎月、毎月来て、それに伴って国保連合会に事務手数料等は支払っております。

以上でございます。

（羽鳥）それでは、6ページの農林水産業費の道の駅整備事業のところなのですが、継続費補正なのですが、そこなのですが、令和7年度から令和10年度の事業の額が変更しているので、事業内容どのようになっていくか、それを概略的にお聞きいたします。

（道の駅整備プロジェクト課長）お答えいたします。

継続費、令和7年度から令和10年度まで組んでおりますが、これの令和7年度から9年度の中の今回工事費と委託費、継続費で計上しております。それで、令和7年度から9年度にかけて実施している外構調整池の土木工事、それと令和8年度から9年度にかけて予定している地域振興施設の建設工事を行う予定となっています。それに伴いまして、委託費といたしまして、工事監理施工業務委託も計上しているのが継続費の内訳となっております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、令和8年度と令和9年度で補正前、補正後で差異があるわけなのですが、そこのところをちょっと詳細にお聞きをいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 今回の令和8年度から9年度に金額補正させていただいたのですが、個別では道の駅建設土木工事において、今回第2回工事請負変更契約の締結により、令和8年度に必要な工事費が確定しました。このことから、令和9年度分の年割額のうち4,555万円を令和8年度へ補正移動しました。また、道の駅建築工事において、当初令和6年度時点に継続費を設定した時点におきましては、令和8年度の予算を年度内に施工する最大の工事量を想定して計上しておりました。しかしながら、今年度計画工程を精査した結果、令和8年度に支払うことができるのが出来形検査が完了した部分のみであることから、令和8年度予算で対応することが適切となり、令和8年度から9年度へ年割額1億2,730万円を補正移動して、トータル全体としては令和8年度から令和9年度へ8,175万円の補正をさせていただきました。以上です。

(羽鳥) 道の駅のほうも大変造成工事が始まっておりまして、もうすぐできていくのだなというふうに市民の方も非常に興味を持っているのですが、3月26日にキックオフイベントということで、道の駅こうのすきキックオフイベント行われるわけなのですが、この内容について、どのようなことが趣旨として行われるのかをお聞きいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時54分)



(開議 午前10時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道の駅整備プロジェクト課長) 申し訳ございませんでした。今回3月26日に開催を予定しておりますキックオフイベントですが、今回は、中身ですが、市長の挨拶の後、基調講演といたしまして、株式会社シカケ、

代表取締役の金山宙暉氏をお招きして、地域活性化の原動力となる道の駅を目指してという基調講演をしていただきます。その後パネルディスカッションとして、パネリストとして鴻巣市長と株式会社シカケ、代表取締役の金山宙暉氏、あと株式会社ファーマーズ・フォレスト、代表取締役、松本社長とのパネルディスカッションを行います。テーマといたしましては、にぎわいの創出と地域産業の振興を図る「道の駅こうのす」のあるべき姿とはということでパネルディスカッションを行っていきます。

以上です。

（羽鳥）去年におきましては、川里研修センターにおいて、出品者に対して説明会という形で松本社長のほうが熱き思いを語ったとお聞きしておるのですが、今回はどのような形で市民にこの道の駅を認識してもらって、共通した感覚、共通した認識を醸成していくかということが課題かと思うのですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

（道の駅整備プロジェクト課長）今回キックオフイベントということで、道の駅こうのすの開業に向け、これから令和10年の開業に向けて道の駅の整備、これが地域の魅力等の本格始動、未来のにぎわいをつくり出す大きなところでスタートとなるキックオフイベントになります。この後いろいろと、市もですが、管理運営公社のほうと今後道の駅開業に向けて準備をしていきたいと考えております。

以上です。

（羽鳥）このキックオフイベント、テーマとしては、地域活性化の原動力となる道の駅を目指してということがありますが、非常に道の駅も全国において十分、国交省においてはもう達成したという感覚が見えてきているのです。そういう中で過度な競争の中に、この道の駅が、鴻巣の道の駅ができるわけなのですが、そこにおいての地域活性化の原動力となる要因、または課題をどのように執行部としては今把握しているのか、またどのような形でこの原動力を力強く前に推し進めていけたらいいというふうに執行部はお考えかをお聞きいたします。

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時59分)



(開議 午前11時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き答弁を求めます。

(環境経済部副部長) 道の駅の今後に向けたということですが、市のほうで管理運営計画を定めておきまして、その中で年間想定売上げ、交通量の視点から、約8.7億円を見込んでおります。現在の状況でもある程度の売上げが見込まれるのかなというふうに考えております。

また、管理運営候補者である株式会社ファーマーズ・フォレストも花と農に着目して、鴻巣の特徴に着目した視点で運営を考えておりますので、そういったところでいい道の駅にさせていただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

(委員長) 副部長からお答えいただいたので、副部長、たしか前職が県の職員だったと思うのですが、この近隣ですと北本の道の駅、あと今度熊谷の道の駅(P38.「近隣の道の駅」に発言訂正)ありますよね。そういう形で競争しなくてはいけないと思っているのですが、そういう近隣の道の駅と比べて、どのような付加価値をつけた道の駅に鴻巣の道の駅をしたいか、その点について提案をいただければと思います。

(環境経済部副部長) 今桶川と熊谷ですか、道の駅をつくったり、これからつくろうとしている中で、それぞれの地域の特徴とか生かした形で道の駅をつくろうとしております。今、先ほどの答弁とも重なるのですが、やっぱり鴻巣市の特徴として、花とか、あるいは人形とか、コウノトリとか、そういったものがありまして、管理運営候補者もそういった特徴を組み合わせた形で、いい道の駅をつくろうということ考えておりますので、そういった鴻巣の特徴を生かした鴻巣ならではの道の駅をつくっていかうと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) この関連部門で、31ページ、道の駅整備事業のほうで1,400万円

の用地が取得できなかったということで予算が削られておるわけなのですが、このちょっと内容についてお聞きをいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 今回の用地取得の件での内容なのですがけれども、用地面積が約200平米と、物件、単管柵、看板4基、その分が今回3月補正で減額をいたしました。

(何調整って言ったかな、今の声あり)

(委員長) 再度ちょっと答弁願います。

(道の駅整備プロジェクト課長) もう一度、すみません、申し訳ありません。

今回の減額補正の中身なのですがけれども、用地取得約200平米と、あと物件ですか、物件、単管柵と看板4基になります。

(羽鳥) そうしますと、具体的に物件、用地取得できなかった理由というのは何だったのでしょうか。

(道の駅整備プロジェクト課長) すみません。用地の取得の交渉等なのですがけれども、今後の買収の関係もありますので、交渉内容についてはちょっとお答えができない状況です。

以上です。

(羽鳥) 最後に、この道の駅、開業はいつになるか、できれば詳細な時期についてお聞かせいただければと思います。

(道の駅整備プロジェクト課長) 今時点、現時点では、令和10年開業の予定ということで今の公式な回答としております。

以上です。

(羽鳥) それでは次に、23ページなのですが、鴻巣市コミュニティバス運営補助金なのですが、この内容、1,356万2,000円についてお聞きをいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 今回提案説明でもご説明させていただいたとおり、修繕費が想定よりも大きかったもの、それから運行収入が想定よりも少なかったため、その分を補正させていただくものとなります。以上でございます。

すみません。補足をさせていただきます。

(委員長) 続けてください。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら朝日自動車、それからロイヤル交通、受託事業者2社に対して補助金を交付するものとなります。以上でございます。

(羽鳥) この修繕についてなのですが、これは定期的なメンテナンスの修繕なのでしょうか、故障での修繕なのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら定期的なものと同発的なもの、両方ございました。定期的なものに関しては、想定よりも人件費がかなり高くなってしまったというように報告を受けております。以上でございます。

(羽鳥) 収入のほうの補填という形の補助金だと思うのですが、予定よりも結局足らなかったというわけなのでは、どのような減額があったのかをお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら利用者は年々増えております。それ以上に無料乗車の方が増えておりました、その分が一番大きく影響を受けております。総体的な利用者としては増えてはおるのですが、収入として料金を200円払っていただく方、100円を払っていただく方というのはそれほど変わっていないのですが、それ以上に無料もしくは100円に減額されている方が大きく増えているというのが大きな要因となっております。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、関連しまして、13ページに遡ってしまうのですが、自治振興課の脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金のほうなのですが、3台目のEVバスの購入ですか、のものなのだと思うのですが、3台目のEVバス、このEVバス、やっぱりEV関係は非常にもう年々技術が革新されていて、性能が上がっていると思うのですが、今度購入されるバスの性能は現行とどれぐらい違うのかをお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 3台目のバスについては、基本的な性能としては2台目とほぼ同じとなっております。ただ、電気系統のところでは進歩が図られているかと思えます。まだ試験運用をこれからする

ところなので、どの程度というのをはっきり申し上げられませんが、基本的な仕様等は2台目の車両と同様となっております。

以上でございます。

(羽鳥) 現状においては、EVバスと、結局燃料型のバスありますよね。その耐用年数はどれぐらい違うのかお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら耐用年数に関しましては、ディーゼル車も、それからEVバスも両方ともおおむね100万キロとして耐用年数、更新の時期等を計画しております。

以上でございます。

(羽鳥) それでは次に、23ページのパスポートセンター管理運営事業についてなのですが、1,000万円の減額なのですが、直近、この数年においてどれぐらいパスポートの発行の増減があったのかをお聞きいたします。

(市民課長) まず、直近、令和4年からですけれども、交付件数が令和4年度は977件、令和5年度が2,145件、令和6年度が2,365件、令和7年度が、1月末現在ですけれども、1,796件です。

以上です。

(羽鳥) 予想以上に発行数が多くて安堵したのですが、そこにおいて1,000万円の減額というのは、どういう影響があるのかお聞きいたします。

(市民課長) 令和7年度の予算計上ということなのですけれども、令和5年度の決算の実績を基に計算しているのですけれども、その時点では令和4年度から令和5年度までの増加率、こちらが前年比で15%増ということだったですので、それを基に令和7年度も15%増ということで計算していたのですけれども、実際は現状を見ますと、前年度と比べますとちょっと減っているという状況です。

以上です。

(羽鳥) 鴻巣市においてパスポートセンターあることを大変ありがたいかと思っておるのですが、このパスポートセンターというのは、発行数が幾つ以下になってしまったら閉鎖の危機というか、そういう類いなのか、

その点についてもし分かれば参考にお聞きいたします。

（市民課長）そういう基準は特にはないのですが、交付金なんかの算定基準を見ますと、個々のパスポートセンターの件数で交付金とか算出しているわけではありませぬので、あくまでも国の事務の委託ということになっていきますので、もし閉鎖ということになりますと、大宮のパスポートセンターまで行かなくてははいけませんので、そこを考えると、やっぱり利便性がかなり低下してしまいますので、閉鎖ということはないかなと思います。

以上です。

（羽鳥）できれば、私も継続して鴻巣にパスポートセンター維持したいと思っておるのですが、最後に、鴻巣のパスポートセンターをもっともっと利用してもらうために促進する策があれば、また検討しているのであればお聞きしたいと思います。

（市民課長）今パスポートセンターにつきましては、駅前にありますので、市民の方の利便性はかなり高いかなと思っておりますので、こちらを特にそういう、利用してもらおうというのはどうしてもなかなか難しいところがちょっとありまして、駅前にある立地条件を生かして、利用できる、利便性があるということを十分周知していく以外にちょっと方法はないかなと思っております。

以上です。

（羽鳥）先ほども説明、答弁があったように、15%のダウンが見込まれたわけですね。あくまでも最初の年度には予定数があったわけなのですが、それよりも15%減ってしまったと。円安の影響などあるのも当然あったわけですし、今後は非常に海外において紛争のようなものが増えてしまったという危惧もあるのですが、やはりまだ啓発が非常に少ないのかなと思っておるのです。ここにありますよという、そういうことを担当課としてより一層宣伝、市民の方に知らしめていく方策を努力されたいと思っておるのですが、最後にその点をもう一度繰り返しお聞きいたします。

（市民課長）駅前にありますので、利便性が非常に高いということで、

そこら辺を機会を見て周知をしていきたいと思えます。

以上です。

(羽鳥) それでは、37ページの危機管理課の消火栓移設費の負担金なのですが、この350万3,000円の内訳についてお聞きをいたします。

(危機管理課長) お答えいたします。

消火栓移設費負担金になります。負担金の令和7年度前倒しに工事発注する分が338万円になりまして、令和7年度にやっている、実施している分で一部予算のほう不足がありましたので、こちら約12万円計上しております。

以上になります。

(羽鳥) これ具体的にどこの場所なのでしょう。そのちょっと具体的な事業内容についてお聞きいたします。

(危機管理課長) お答えいたします。

前倒しで発注する分の工事3件ありまして、移設ということで今回取っております、その工事についてが2件あります。1件は、人形1丁目と2丁目の付近なのですけれども、旧中山道やその付近の道路について、水道管の入替えを行う予定です。もう一つが上谷地内になるのですけれども、天神3丁目との近くですか、荒川左岸北部流域の下水のポンプ場があるかと思うのですけれども、そちらの前の広い通りのほう、その辺り水道管入れ替える予定がありまして、そこに消火栓があるので、入替えという形になっております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、水道管を入替え工事をするから、消火栓がなくなってしまうので、もう一回つけ直すという形で理解してよろしいのでしょうか。

(危機管理課長) 水道管の入替えに伴いまして消火栓も入れ替えるということで、この負担金が発生しているというところになっております。

以上です。

(羽鳥) この消火栓なのですが、耐用年数というものはあるのでしょうか。

(危機管理課長) 申し訳ありません。今具体的に耐用年数というものを考えて入れ替えているところではないものであります。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、法令があって、それに準じて耐用年数とかが決まっていないということで理解してよろしいのでしょうか。

(危機管理課長) こういった耐用年数につきましては、通常減価償却等、その辺のところは参考になってきますので、今現在持ち合わせていないものですから、ここは後で答えさせていただきます。

(羽鳥) 最後に、私も以前ちょっと勘違いしてしまったのですが、この消火栓の管理はあくまでも自治体なのですね。県央広域消防組合でなくて、鴻巣市は鴻巣市の管轄で管理しなさいと、メンテナンスをしなさいという理解なのでしょうか、お聞きいたします。

(危機管理課長) お答えいたします。

消防水利につきましては、自治体のほうで整備する必要がありますので、市のほうでそういった整備、維持管理、費用のほう、負担は必要になってきます。通常使えるか、使えないかといいますか、そういった老朽化の点検につきましては、消防のほうで行っていただいております。

以上です。

(高橋) ちょっと1点だけ、前任者のところで気になるところがあったので、質問させていただきます。

ページ数13ページの産地生産基盤パワーアップ事業補助金についてです。説明を聞いていて、国の補助事業を活用しようとしている農業法人さんとか生産者にとって、自己負担分の確保だったりとか、あとは補助金交付までのつなぎ資金の調達が実質的なハードルになっているのが今回要因なのかなというふうに感じたのですが、その上で、市として、制度上仕方ないのかもしれないのですが、紹介だけにとどまらず、申請段階から資金計画の整理とか、あとは金融機関との連携支援とか、ちょっと実行可能性というのですか、高める伴走支援みたいな、そういったところというのはどのように行っているのかお聞きします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

特にこのような担い手の農業者、大きくやられている方については、日頃から市の窓口等で相談を受けております。市のほうも県、国の補助金を使う機会がどうしても国、県の補助金に頼る部分があるのですけれども、制度資金としては近代化資金という市の事業もございますので、そのような活用も踏まえて、生産者と調整してまいりたいと思います。以上です。

（高橋）すみません。今説明ちょっともう一度いいですか。そのつなぎ資金みたいな、今ある制度みたいな言ってくださいましたよね、市の。そこをちょっと詳しくお聞きしてもいいですか。すみません。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。市の資金に関する事業ですけれども、農業近代化資金利子補給事業というのがございます。農業者が機械を借りるときに金融機関に融資を受けているわけなのですが、その際に利子補給として金融機関に対して市が補助する形で農業者に支援しているものになります。以上です。

（高橋）ありがとうございます。ということは、先ほどのご説明だと、今回は新しい法人だったから、資金調達の関係でしたっけ、で資金関係で見送ったという説明だったと思うのですけれども、今ご説明いただいたその制度は使ってクリアはできなかったものなのですか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。資金計画の部分でこういう制度がありますというふうにお答えをしたところなのですが、実際のところこの担い手さんの産地パワーアップ事業につきましても、生産性向上推進に係る取組が含まれた計画が必要となるというところがありまして、その計画の中で目標を達成するための成果として上げる部分があります。その部分で今回この生産者については、計画についてはちょっと負担が大きくて、費用的にももちろんそうなのですが、人的な部分でも負担が多いというところで見合わせたものになります。以上です。

（高橋）分かりました。要するに資金が、要件に合う資金力というか、

事業拡大するための資金力の準備ができなかったから見送ったと。そもそもこれ法人さんとしてはパワーアップしたいよというので申請出すものだと思うので、法人の資金力というのは影響してしまって、こうやって通らないというか、なかなか通すことができない、諦めてしまうというのがちょっと問題なのかなというふうに思うのですけれども、そういった体制を課題クリアするために何か強化する、市として何かサポートできるというか、そういうものというのは今回のを機にお考えというのはあるのですかを伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

このような国の補助金を活用する際には、費用負担もそうなのですけれども、人的な負担とかもございます。また、この法人が令和6年の9月に法人化したばかりというところもございまして、今後の計画も見直しながら進めていた事業となります。しかし、今回補助金の採択には要件満たさなかったところはあるのですが、今後もこの生産者、すごく意欲的な方ですので、こういった補助金の活用もそうですが、国、県、JA等いろいろな補助金がございますので、いろいろな角度で支援していきたいと思います。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって……

（何事か声あり）

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）すみません。先ほど大塚委員さんからのご質問で、29ページのコウノトリの里づくり基金

積立金、こちらにつきまして答弁させていただいたのですけれども、私間違えまして、寄附金のことを説明させていただいてしまいました。改めまして、基金積立金の増額のことについてになりますけれども、寄附金のほうも増額分も基金積立金のほうには含まれてはおるのですけれども、大塚委員さんおっしゃられたように、ふるさと寄附金のほうも基金積立金のほうには増額分として割り振り額の調整が行われた結果含まれておりますので、両方が含まれておることになるので、今回99万6,000円の増額ということになっておることになります。訂正しておわびさせていただきます。よろしくお願ひします。

(大塚) 自分としては、金額は分かりませんが、2つ含まれているという認識で答弁聞きましたので、訂正する必要はないと私は思っていますが、委員長にお任せします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時31分)



(開議 午前11時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま発言を申し出ておりますので、許可いたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) すみません。ご質問に対して、ご質問がコウノトリの里づくり基金積立金に対してのごことでございしましたが、私のほうで寄附金ということで回答させていただいてしまいましたので、それについて訂正のほうをお願いいたします。

(委員長) ただいま訂正の申出がありました。ご了承願ひます。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願ひます。

先ほど討論の途中までいきましたが、討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員

の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時34分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽鳥委員より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(羽鳥) 先ほどの議案第24号の中で1か所文言の訂正をお願いいたします。

道の駅の中で、北本や熊谷と申したのですが、この点を近隣の道の駅という文言に訂正をしていただきたく、発言の修正をここで申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

(委員長) ただいまの訂正の申出にご了承願います。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

(危機管理課長) 開会前に貴重な時間をいただきまして、申し訳ありません。(P39.「貴重な時間をいただきまして、申し訳ありません」に発言訂正) 午前中の議案第24号の質疑におきまして、橋本委員から質問のありましたラップ式簡易トイレの消耗品についてお答えいたします。ラップ式簡易トイレの消耗品につきましては、1セットにつき50回連続使用できます。消耗品の在庫は270セット、1万3,500回分の備蓄がございます。以上となります。

また、同じく議案第24号の質疑におきまして、羽鳥委員から質問のありました消火栓の耐用年数についてお答えいたします。消火栓の明確な法定耐用年数はなく、水道の配水管の耐用年数が40年となっております。その附属物と考えると同様に40年となりますが、消火栓の弁類等、配水管と比較して腐食等の懸念もありますので、定期的な点検に努めております。

以上です。

(委員長) 次に、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時02分)



(開議 午後1時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) 午前中、———という発言をしたのですが、そちら削除のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の削除ということですが、開会前という取消しの申出については、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

(危機管理課長) 文言の訂正をお願いします。

先ほど冒頭に開会前に貴重な時間をいただきまして申し訳ありませんというふうに言ってしまいましたが、開会前に取って、貴重な時間をいただきまして申し訳ありませんというふうに訂正お願いいたします。

(委員長) こちら訂正ね。ただいまの訂正の申出については、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

それでは、引き続き執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時17分)



(開議 午後2時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部参事兼環境課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(環境経済部参事兼環境課長) 大変申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

先ほど鴻巣市一般会計予算の歳出の説明の中で、説明漏れがありましたので、訂正をお願いいたします。

251ページ、埼玉中部環境保全組合負担金ですが、埼玉中部環境センターの運営管理に係る経費を構成市町で負担する本市分の負担金と申し上げましたが、正しくは埼玉中部環境センターの運営管理に係る経費と新施設に関する構成市町で負担する本市分の負担金が正しいので、おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

(委員長) ただいまの発言の訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、続いて説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) それでは、質問させて。ちょっと私歳入もうやめようと思ったから、1つだけ残っていた。市民農園のが歳入で通告してしまったのですけれども、これ歳出でやりますので、よろしくをお願いいたします。

1点だけ、ちょっと先ほどの説明の中で、通告はしていないのですけれども、75ページの危機管理課の防災応援型自動販売機販売協力金、これはどういった自動販売機なのか、ちょっとまず1点お聞きしたいと思います。

(危機管理課長) お答えいたします。

こちらは、一般的な飲料水の自動販売機ではあるのですけれども、そのうちの売上げの15%を販売協力金として市のほうに納めていただけるような協定のほうを締結して、いつも納めてもらっております。

以上です。

(橋本) よく電気が来ないとき、ぽこっとぶつかって、手で回して出て

くるという、そういった類いの自動販売機ではないということですね。

（危機管理課長）そういった災害対応とか、そういうタイプのものではないという……

（橋本）ないという。分かりました。

それでは、歳出のほうから通告順に質問させていただきます。まず、113ページ、自治会活動支援事業、これも今ちょっといろんな私の地域でもやめる方が多いのですけれども、こういった、結構今、今現状で自治会をやめるとか、そういうのを把握しているのか伺います。

（市民生活部参事兼自治振興課長）お答えいたします。

自治会の退会者数は、市のほうでは把握はしておりません。自治会の解散の数字というものは把握はしておるのですが、加入者の退会者の数字というものは把握しておりません。

以上です。

（橋本）自治会解散、自治会自体が、1つの自治会自体が解散してしまうということまで理解してよろしいのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）そのような形です。数年前に1自治会が解散しております。

（橋本）そういった自治会がやめたことによって、デメリット、メリットとというのはどのように説明をされているのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）行政のほうでは、自治会を解散しないようお願いはしております。それでも、高齢化であったり、役員の成り手不足という形から、解散がもうやむを得ないという形で解散してしまうというようなケースはございます。市のほうでは、解散しないように、自治コミュニティの基本的な単位でございますので、そのまま継続していただくようお願いはしてございます。

以上です。

（橋本）そういうことですけれども、どんどんやめていくに対して、何か新たな対策とか対応ってどのように考えているのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）今年度より、自治会活動交付金というものを創設しております。今までの行政推進報償金、自治会運営交付

金といったものを、より運営のしやすいように、自治会活動交付金という形でお渡ししております。そして、そのような交付金をお渡しすることで、自治会活動に魅力を持っていただけるような支援の仕方、財政的な支援、それから自治会活動の参考となるようにということで、自治会長研修会等では活動事例発表という形で、ほかの自治会にも市内で参考となるような事例発表会を行っております。

以上でございます。

（橋本）自治会の会長と自治会の役員の説明はいいのですが、例えばやめてしまった人、また新たに入った人、そういう方に対しての勧誘の説明とか、周知とか、そういうのはどのようにしているのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）転入者においては、転入時に自治会の加入のお知らせというものをお渡しさせていただいております。途中転入、既存の住民の方がやめられたというようなときには、基本的には自治会のほうからお声かけいただくような、行政のほうからアプローチというのではなく、自治会のほうからのアプローチということをお願いしております。

以上でございます。

（橋本）自治会内部で説明をしても、なかなかもうやめる方を止められない状況でありますけれども、ちょっとなかなか簡単には答えできないと思うのですけれども、ちょっと1点最後、1点です。この間で1点最後に、新規のマンションができていますよね。ああいうところの自治会加入状況ってどのように把握しているのですか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）マンションによって、加入の方法は異なっております。マンションごと、自治会に加入される場所もありますし、マンションで自治会を形成される場合もございます。周りの自治会にマンションの一部の方が加入されるという場合もありますので、その地域によって加入の考え方は大きく変わっております。そちらについて、行政のほうでは開発の時点で、開発業者のほうには自治会活動についてご理解いただくような形では取っております。

以上でございます。

(橋本) 分かりました。

それでは、同じページの集会所建設等補助事業、これ集会所、老朽化とかしていると思うのですけれども、これはさっきの備品と同じだと思うのですけれども、こういった建設補助事業というのは自治会からこういった要望とか来るのでしょうか。その内容について、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 集会所建設等補助事業ですが、建設する場合と修繕する場合、2つございます。修繕する場合についても建設する場合についても、自治会のほうからのアプローチとなっております。自治会のほうには、建設の場合は要件がかなり厳しくなっておりますので、補助の内容だとか、補助金のお渡しの仕方だとか、建設するには数千万からのかかりますので、数年前から細かく説明会等を、私どものほうで出向いて自治会にご説明させていただいておりますが、修繕の場合については、自治会へ私どものほうからこういった補助メニューがあるということでご周知させていただいた上で、老朽化修繕、それから部分修繕、少額修繕というような3つの項目に分かれておまして、老朽化修繕は築20年以上の集会所が対象となっております。上限額が100万円、部分的修繕に関しては上限額30万円、少額修繕は上限額が10万円という形で補助を行っております。

以上でございます。

(橋本) 350万です、この予算。これは何件、何か所分なのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 令和8年度については、今の予定でございます。予定では、老朽化修繕が4自治会、部分修繕が1自治会、少額の修繕が5自治会から要望が上がっております。こちらについては、予算を確保するに当たりまして事前に要望を、来年度の要望という形で夏頃お聞きいたしまして、来年、令和8年度に修繕を予定している自治会、予定をお聞きして、予算を算出させていただいたものになります。以上でございます。

(橋本) 分かりました。

では、同じページの市民活動推進事業、この推進協議会の内容について

伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼自治振興課長）こちらは、市民活動支援基金及び市民活動の推進に係る事項の審議等、市民活動支援基金の助成事業の審査を行っていただいております。

以上でございます。

（橋本）推進員というのは、どういう方がなるのですか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）公募の方が2名、それからNPO等の関係者が2名、学識経験者が1名、その他市長が認める者2名というもので、ここ数年はJCの方、それから民生委員の方に委員になっていただいております。

以上でございます。

（橋本）分かりました。

では次、119ページ、交通指導員育成指導事業、これ小学校のときに横断歩道でボランティアの方だと思っておりますけれども、これ今多分見るからに高齢化していると思っておりますけれども、新たにこの育成というのはどのように考えているのか伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼自治振興課長）交通指導員の成り手というのは、かなり厳しい状況でございます。現在、学校のほうの働き方改革ということで、登校時間がかかなり遅くなっておりますので、働いている方が子どもたちを見守ってから通勤するというのがかなり厳しいような状況でございます。それでも、今回11名の方に募集……12名の方が今回退職を予定しております。そのうち11名の方が公募で募集をいただきまして、全ての箇所に張りつけるような形になっております。

先ほど12名退職で11名と申し上げましたが、1か所足りないと思うのですが、こちら学校のほうからその箇所については交通指導員の立哨は要らないだろうというような回答をもらって、1名削除されておりますので、今予定している交通指導員が立哨すべきであろうと私どもが考えているところには、全て交通指導員が立っているような形になっております。

以上でございます。

(橋本) 多分これどんどん高齢化して、次毎年毎年お辞めになる方もいらっしゃると思うのですけれども、どのような方法ですか、前任者が指名したりして採用するのですか。それとも、または公募というのですか、こうやって応募したり、すぐ手挙げてなるのでしょうか。それどういう形なののでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 11名のうち、5名は職員です。職員は、大体多くは先輩が後輩を指名しているような状況です。ただ、そうはいっても、全て強制的というのではなく、自主的にやっていただけるということで、こちら応募していただいております。

公募に関しましては、全て朝の見守りをやりたいということで手を挙げていただいております。

以上でございます。

(橋本) すばらしい。やりたいということは本当すばらしいかなと思いますけれども、ぜひまた皆さんをよろしく願いいたします。

では次、128ページの、129ページなのですか、これ、平和事業について。平和メッセージ放送というのですか、この平和メッセージ放送の詳細について伺いたいと思います。

(危機管理課長) お答えいたします。

毎年、平和メッセージ放送につきましては、毎年8月6日と9日、広島と長崎の原爆が投下された時刻に、市長による平和祈念メッセージを市役所、吹上、川里両支所、フラワーラジオにて放送しています。また、令和4年度から、8月15日の終戦の日の正午にも放送するようにしております。

以上でございます。

(橋本) これ内容的には大体どういったものを放送するのでしょうか。

(危機管理課長) 内容につきましては、8月6日と9日につきましては、原爆による被害の大きさと本市の非核平和都市宣言などの話により、原爆で亡くなられた方々の冥福と世界の恒久平和を祈念して黙祷をささげております。また、8月15日の終戦の日につきましては、戦争の記憶の風化を防ぐため、戦争の悲惨さと、平和の尊さを語り継いでいく

ことの大切さを語りかけ、同様に黙祷をささげております。市民一人一人が平和の尊さを再確認し、次世代へと継承していく契機とするため行っております。

以上です。

（橋本）今お話あった、本市は非核平和都市宣言を、昭和62年ですか、やっているといるのですけれども、何かこういったものに対してもっと新たに、三原則を死守するとか、そういったメッセージをより深くできる、そういったものができるかどうか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

（危機管理課長）メッセージの内容のほうを毎年あまり変えていないところなので、そこは少し考えてみたいと思います。

以上です。

（橋本）分かりました。

それでは、次は131ページ、公共交通維持事業、これバスロケーション乗降カウントシステム補助ということですが、これの評判とか状況について伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼自治振興課長）まず、バスロケーションのほうですが、こちらに関しましては市のほうに問合せ、バスが運行している状況で遅れたりすることがあるのですが、そのバスロケーションを確認することによって、市への問合せがかなり減っているということです。

それから、乗降カウントシステムにつきましては、バス事業者の運転手の働き方改革という、今までは手作業で乗客の方を数えておりました。それが、全てカメラで確認しておりますので、バス事業者、運転手からは好意的な意見をいただいております。

以上でございます。

（橋本）このロケーションシステム、ちょっと確認なのですけれども、今1ルートだけ、全てのルートにはないのですよね。

（市民生活部参事兼自治振興課長）全てのルートで確認が取れます。QRコードを読んでいただくと、どのバスがどこに走っているということが確認できます。

以上でございます。

（橋本）地域性によって評判とか、うちのほうは何か聞いたことないのですけれども、地域性とか、評判とか、そういうのって確認をされているのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）地域性のことについては、特にこちらでは把握はしておりません。

以上でございます。

（橋本）次、同じ131ページのデマンド交通運行事業、これフラワーバスのルートなのですが、これからの上尾道路が予定になると思うのですけれども、そうするとかなり通れないところが出てくると思う。そういったものをこれから、今どのように検討しているのか伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼自治振興課長）デマンド交通運行事業は、乗合タクシーであったりと。

（何事か声あり）

（市民生活部参事兼自治振興課長）はい。になりますので、上尾道路に、場合によってはそこの工事によってかなり変わってまいります。公共交通事業で行っておりますバス、フラワー号の経路につきましては、工事によって大幅な路線変更というのが必要になってくると考えております。詳細なまだ、工事期間中、それから工事完成後のイメージ図は私どもも見ておるのですが、工事期間中の迂回というのがまだ詳細には私どもも聞いておりませんので、今後、国等から情報をいただければ、警察、それから運行事業者と協議して、運行経路の見直しを図りたいと考えております。

以上です。

（橋本）分かりました。続いて、145ページです。コンビニ交付事業、これもコンビニ交付で住民票に150円で手数料になっていると思うのですけれども、多くの自治体で200円が多いというふうに聞いているのですけれども、これってなぜ150円になったのか、まず伺いたいと思います。

（市民課長）150円というのは、料金改定をする前の金額が150円だった

ので、そのまま据置きしているために150円でございます。

（橋本）これ200円に、市民としては大変なのですけれども、やっぱり今財政厳しいので、例えば50円でも市民の市税という感じで手数料を増やせば、ほかのものに使えると思うのですけれども、これ200円に値上げすることは検討できないでしょうか。

（市民課長）コンビニ交付の普及率を上げる目的からすると上げないほうがいいかなと思っているのですけれども、これ窓口の手数料との兼ね合いもありますので、全体的にはちょっとそちらも含めて検討する必要があるかなと思います。

以上です。

（橋本）なかなか難しいと思います。ぜひ検討していただければと思います。

続いて、179ページの後期高齢者健康診査事業ですか。これ前期の方も一般の方もそうですが、これ健康診査利用人数と、またさらに増やす対応はどのようにしているのか伺いたいと思います。

（国保年金課長）今のところ健康診査利用人数、2月末時点で6,521人となっております。ちなみに、令和6年度の利用人数は7,411人ございました。

受診者を増やす対応なのですが、こちら後期高齢者の健康診査に関しては大きく3つの事業を一応やっております。1つ目は、出前講座といたしまして、健診結果から分かることというメニューに基づきまして、健康診査健診結果から分かる生活習慣病のリスク、検診の大切さを説明し、受診勧奨を行いました。

2つ目は、がん検診受診者の血管年齢測定会でございます。がん検診の集団検診の待ち時間に、血管年齢測定会のブースを設置いたしまして、血管年齢測定会を実施しました。本市では比較的高血圧症の有所見者が多いことを説明いたしまして、健康診断を毎年受診する大切さを周知し、受診勧奨を行っております。

3つ目は、自治会長研修会での受診勧奨です。令和7年6月に開催されました自治会長研修会で健診の受診勧奨を実施しまして、各自治会の加

入者にも周知していただくようお願いいたしました。

以上でございます。

（橋本）確認なのですが、先ほどの受診者6,000いくら、何人でしたでしょうか、これ何%だったのでしょうか。

（国保年金課長）こちら対象者数が2万111人でございますして、2月末現在6,521人で、今割り返しますと32.4%となっております。

（橋本）ちょっとまだまだやってもらいたいと思いますが。

次に、235ページなのですか、コウノトリの里づくり事業、生きもの等調査業務委託料って、これの内容はどんなものなのか伺いたいと思います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）生きもの等調査業務委託料の内容でございます。生きもの等調査業務委託は、鴻巣市の自然環境に重要な水田や河川等の生き物調査を行いまして、コウノトリの採餌環境を把握すると同時に、コウノトリが生息できる自然環境づくりに向けた施策の結果、効果の検証を図るものとして、文化庁に対する放鳥許可の主要な資料である鴻巣市コウノトリの生息域内保全実施計画にも、放鳥後の生き物調査の継続が明記されている業務となっております。令和8年度の今後予算、令和8年度の予定している調査範囲ですけれども、今年度、令和7年度とほぼ同様で、水田域が8か所、河川が4か所を予定しております。調査回数につきましては、令和7年度に続きまして、令和8年度も春、夏、秋、冬の各1回の年4回を実施する予定となっております。令和7年度、8年度で調査内容の変更は特にございませんけれども、人件費等の高騰で若干予算が増額ということになっております。

以上です。

（橋本）これ毎年場所を変えてやるということなののでしょうか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）基本的には、場所は同じ場所で行って実施しております。

以上です。

（橋本）これコウノトリに、今までこの調査をしてコウノトリの餌の土壌ですか、そういうふうなとかそういうものは、餌は確認できているの

でしょうか。

（環境経済部副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）令和7年度の報告書の提出がちょっとまだ上がってきていませんで、待っている状態なので、6年度の結果にはなりますけれども、大きく分けまして水田、あぜ、水路、河川の、この4つの場所でそれぞれ生き物調査を行っております。水田につきましては、多くいた生き物として、ヌマガエル、カワリヌマエビ、ヒメガムシ、ヒメタニシ等となっております。

また、あぜにつきましては、ヌマガエル、ショウリョウバッタ、コバネイナゴ等となっております。

そして、水路につきましては、モツゴ、カラドジョウ、スクミリンゴガイ、アメリカザリガニ等となっております。

最後、河川ですけれども、河川ではオイカワ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、スゴモロコ等、こういったものが多くいたという調査結果となっております。

以上です。

（橋本）分かりました。

通告していないのですけれども、次のページのコウノトリ飼育施設管理運営事業で、ちょっと通告はしていないのですけれども、ジャパンケネルクラブ負担金って、これは一体、ジャパンケネルクラブ、この負担金って何なのでしょう。

（環境経済部副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）ジャパンケネルクラブ負担金でございますけれども、コウノトリを飼育しておりますので、動物愛護法の規定第10条になるのですけれども、第一種動物取扱業務の登録というものが必要になります。その中で、動物の取扱業を営もうとする者は当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けるということになっていまして、動物取扱責任者を選任しなければならないという規定がございます。こちらジャパンケネルクラブといいますのは、その動物取扱責任者の資格を得るための一つの資格であります愛犬飼育管理士という資格を、動物取扱業の登録要件の一つとしてジャパンケネルクラブ愛犬飼育管理士というのが認められ

ているものなのです。そのジャパンケネルクラブの愛犬飼育管理士の資格を取ることによって、動物愛護法の動物取扱責任者となるための一つの条件がクリアできるということで、ジャパンケネルクラブに資格を取ったときに会員となるために負担金が毎年必要になるということで、令和8年度の予算でも計上させていただいているものです。

以上です。

（橋本）それでは次、239ページですか、エコな住環境づくり事業、今回エアコンも入ったという、このエアコンを対象にした理由について伺いたいと思います。

（環境経済部参事兼環境課長）環境省が毎年公表しております温室効果ガス排出量及び吸収量の算定結果によりますと、家庭部門における二酸化炭素排出量の約7割が電力使用だとしております。その主要な排出源としましては、冷蔵庫、エアコン、照明器具などの家電製品が挙げられておりまして、そのために家庭における電力消費量が上位の機器について、省エネルギー性能の高い製品への買換えを促進することで家庭からのCO₂排出量の削減を図るため、エアコンを選定しました。

以上です。

（橋本）これ冷蔵庫も継続でやっていると思うのですがけれども、このエアコン何台程度を考えているのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）こちらエアコンと冷蔵庫で、こちらのほうを320台を予定しております。補助金の関係なのですが、市内本店で購入されますと4万円の補助になります。あと大型店舗、市内に本店がないところの大型店舗に関しましては2万円の補助となりますので、そのような形で320台で考えております。

以上です。

（橋本）ちょっと確認なのですがけれども、たしか65歳以上はプラス1万円という話を、それはあるのでしょうか、大丈夫でしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）今回冷蔵庫とエアコンに関しましては、65歳以上の方、また障害者手帳をお持ちの方等に関しましては、1万円を加算させていただきます。

以上です。

(橋本) ちょうどうちも替えどきなので、ぜひ使わせていただきたいと思います。

次、249ページになるのかな、生ごみ処理機器普及促進事業、この処理機の補助金の、これも何台分を想定しているのか伺いたい。また、これあまり一般の市民の方はなかなか知らないと思うのですけれども、この周知はどのようにしていくのかを伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 令和8年度の予算に関しましては、コンポスト容器が5件、EMボカシ容器を15件、処理機を47件と想定しております。

すみません、ごめんなさい。ちょっと訂正をお願いします。コンポスト容器が15件。先ほど5件と申し上げました。EMボカシ容器が5件、電気の処理機が47件を想定しております。

周知につきましては、広報、ホームページ等を通じて周知を行っているところです。

以上です。

(橋本) 分かりました。ちょうどうちもぜひ使いたいと思います。

次に、253ページになるのですか、し尿収集処分事業、これくみ取りですけれども、今現在市内でくみ取りで処理している件数というのはどのくらいあるのでしょうか。また、浄化槽への転換依頼をどのようにされているのか伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 令和7年12月末現在で今現在410件、410世帯ございます。浄化槽への転換依頼につきましては、毎年広報で周知をしておりますほか、補助金のほうも周知しております。浄化槽清掃やし尿くみ取りに業者さんがお伺いしたときにチラシを配布してもらうなど、周知を図っているところです。

以上です。

(橋本) 分かりました。

次に、259ページ、市民農園管理運営事業、これ歳入でもありましたが、まずこの場所を確認したいのですけれども、鴻巣ファームと元気村とい

う、この場所と、どの程度の広さなのか伺いたいと思うのですが。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず、1つは寺谷地内に市民農園こうのとり四季菜ファームというものがございいます。大きさは、一般区画として255区画ございいます。もう一つは、吹上地域の明用に元気村というのがございいます。

以上です。

（橋本）これ1区画の利用料どのくらいなのでしょう。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

1年当たりの金額でございいますが、30平米の区画で1万5,000円、50平米の区画で2万5,000円です。

以上です。

（橋本）これは、近隣市町または民間と比較して、大体適正な金額なのでしょう。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

使用料についてですけれども、市民ニーズや施設の維持管理費等の変化、行政サービス内容、公共施設の在り方などを勘案しながら、鴻巣市使用料等適正化に関する基本方針に基づき、原則として5年ごとに見直しを行っております。庁内で適正化検討委員会、それから調査部会というのを開催して検討しておりますが、市民農園はほかの市町村と比較するとややちょっと高めの金額になっておりますが、総合的に判断しております。適正な使用料というふうに考えております。

以上です。

（橋本）私は、ちょっと安いのかと思ったのですが、これ5年ごとと言ったけれども、結構見直して値上げしたり下げたりしたり、そういうことを今までしていた経過があるのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

これ見直しするときには人件費ですとか、あと行政コストといった、これまでの市民農園に関する費用がどれくらいかかっているかというところから割り出しているのですが、過去これまで5年ごとの見直しに対しては、近隣とかの状況を見て、据置きという形でなっております。

以上です。

（橋本）続きまして、263ページの経営継承・発展支援事業、この補助金の内容についても一度伺いたいと思います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

農業者の高齢化と減少が進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって、地域の担い手から経営を継承し、経営発展させる取組を支援する事業となっております。課題として後継者不足というところがございまして、その課題に対する事業と捉えております。

以上です。

（橋本）なかなか難しいと思うのですがけれども、発展支援ということで、発展するために何か今までそういった行った事業とか、その行った事業の効果とか、そういうのを確認しているのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

これまで令和6年度に……失礼いたしました。ちょっと暫時休憩をお願いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時38分）



（開議 午後3時39分）

（環境経済部参事兼農政課長）失礼いたしました。これまでの実績を申し上げますと、令和6年度に野菜の生産者が1名、こちらの補助金を活用しております。フレコンバックという大きな袋を、自動計算機の導入ということで機械を導入してございまして、その導入効果としては、効率化が図れたり、省力化が可能だということで効果が得られていると考えております。

以上です。

（橋本）分かりました。

それでは、263ページか、道の駅整備プロジェクトの中で、金額が一番高かったのか聞きたいのですがけれども、工事監理委託料、この内容につい

て伺いたいと思います。

（道の駅整備プロジェクト課長）お答えいたします。

委託料の中の工事監理委託料の内容についてですが、今現在進めております道の駅こうのす建設土木工事と令和8年度に予定しております建築工事に係る監督補助業務を委託するものです。この工事監督員の業務を専門的に支援し、工事の円滑な履行と品質確保を図ることを目的とした工事監理委託料として予算計上いたしました。

以上です。

（橋本）それでは、完成まで毎年、金額はともかく、このくらいの金額がかかるということでしょうか。

（道の駅整備プロジェクト課長）本年度土木工事を発注しました。その発注の後に施工監理のほうも業務委託をしまして、土木工事と同じように令和10年3月31日の工期で今工事の監理業務を行っております。

以上です。

（橋本）それは分かりました。

次、では315ページの消防団運営事業が計上されていますけれども、これは今まで必要な団員数の人数を今確保できているのか、まず伺いたいと思います。

（危機管理課長）こちら令和8年3月1日時点の実員数は、基本団員の条例定員327人に対し303人、充足率は約92.7%となっております。また、機能別団員は条例定員30人に対し20人で充足率は約66.7%、両者を合わせた実員数は条例定員357人に対し323人、充足率は約90.5%となっております、おおむね確保できているものと認識しています。

以上です。

（橋本）もっと少ないのかなというふうに考えていたのですけれども、団によっては不足している団もあると思うのですけれども、そういったところは活動にはそういった制限されるとか、制限とか影響はされないのでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

定員のほうは、団員数はいるのですけれども、やはりサラリーマンの方

とかも増えてきまして、平日の昼間に活動なかなか集まることができないという人も出てきておりますので、消防ポンプ自動車につきましては、1台につき3人必要ですので、3人いないと車が動かせないというところがありますので、そちらのほうが集まらないとちょっと支障が出てくるかなというふうには認識しております。

以上です。

(橋本) それでは次、319ページの自主防災組織等支援事業、これもずっとやっていると思うのですけれども、組織未結成の自治会へどのような対応をしているのか伺いたいと思います。

(危機管理課長) お答えいたします。

自主防災組織未結成の自治会に対しては、自主防災組織結成マニュアルを渡して結成の説明をしているほか、職員出前講座においても、自主防災組織について説明をしています。また、自治会長研修会に呼んでいる語り部の方の講演会においても、共助の重要性のほうをお話しいただいております。

以上でございます。

(橋本) うちの自治会も結成はされてはいないのでけれども、この5年間でどのくらい新規で自主防災組織ができたのか、こういった推移というのは確認をされているのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時44分)



(開議 午後3時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(危機管理課長) 今持ち合わせがないので、調べて後でお伝えいたします。申し訳ありません。

(橋本) 分かりました。

最後に、同じページの防災意識向上事業ですか、もう3.11もあと15年になりましたが、どうも市民も意識が薄れていると思うのですけれども、この中で意識向上事業ということですので、意識向上するために

どのような事業を行っているのか最後に伺いたいと思います。

(危機管理課長) お答えいたします。

自主防災会、自主防災組織や自治会に対して職員出前講座や県の防災講座等を利用して、防災に関する意識の向上を図っています。また、自治会長研修会に語り部の方を呼び、防災に関する講演会の実施や本市の水害ハザードマップを市主催のイベントで配布するなどしております。以上です。

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後3時46分)